

Ⅱ 平成 25 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の実効性を高めていくための取組

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定された目標の達成度合いを測定する評価が広く行われている。このような評価を、政策・予算の見直しに活用しやすくするとともに、国民にとって分かりやすいものとするため、目標管理型の政策評価として、目標や目標を達成するための手段等をあらかじめ明らかにする事前分析表と評価書の標準様式の導入（平成23年度は試行的実施、24年度から全政府的実施）といった取組を進めてきた。

目標管理型の政策評価は、政府全体の政策の効果と質を高める政策インフラとしての機能を有しており、これを更に活用しやすく、分かりやすいものとしていくため、①行政事業レビューとの連携強化、②標準化・重点化、といった機能強化に取り組んでいる。

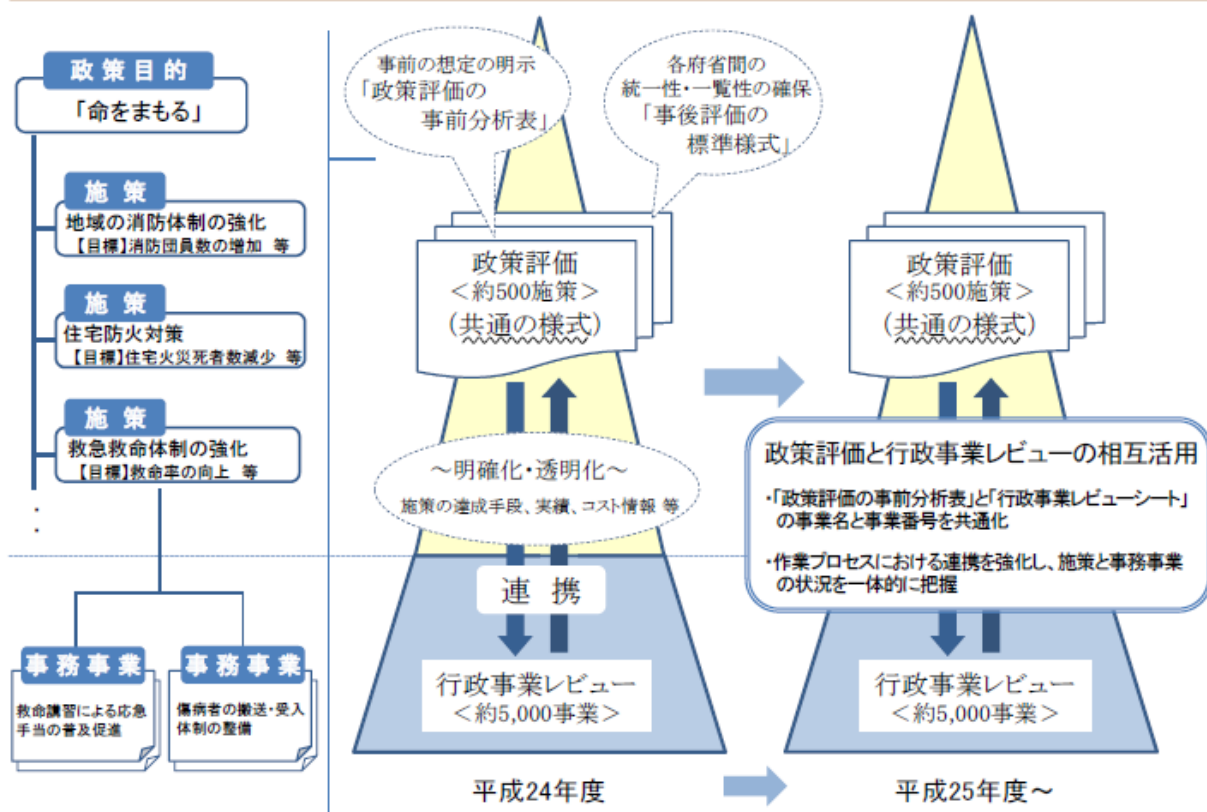
2 政策評価と行政事業レビューとの連携強化

上記の目標管理型の政策評価は、政府全体で約500の施策で行われており、一方で、政府全体で約5,000事業を対象に行政事業レビューが行われている。行政事業レビューの対象となる個々の事務事業は、施策の達成手段として位置付けられるものであることから、これらの活動が、政策・予算の見直しに活用しやすくなるとともに、国民にとって分かりやすいものとなるよう、平成24年度から、両者の連携に取り組んできた。

平成25年度からは、施策と事務事業の関係を明確化するとともに、両者を一体的に把握し、見直しが行われるようにしていくため、事前分析表と行政事業レビューシートとの間における事業名と事業番号の共通化や、各行政機関の政策評価担当部局と行政事業レビューの取りまとめ部局との連携確保等の連携強化に取り組んだ。

図5

政策評価と行政事業レビューの連携



3 政策評価の標準化・重点化

各行政機関の主要な施策について広く用いられている目標管理型の政策評価が、政策・予算の見直しに活用しやすくなるとともに、国民にとって分かりやすいものとなるよう、平成25年度においては、標準化・重点化に取り組み、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を経て、平成25年12月に、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定し、26年度に実施する評価から、全政府的に導入することとした。

具体的には、施策の状況を横断的にかつ分かりやすく把握できるようにするとともに、個々の事業が目標達成に向けて有効に機能しているかといった分析が行われるようにしていくため、全政府共通の5区分で目標の達成度合いを明示する（標準化）とともに、毎年度の評価対象の重点化を図り、施策の節目にあわせて評価を実施することとし、その際、これまでよりも一歩踏み込んだ評価を行う（重点化）こととした。

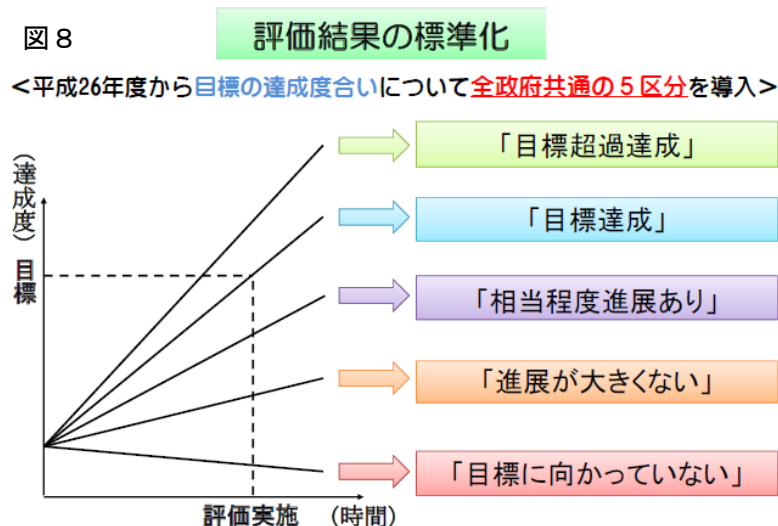
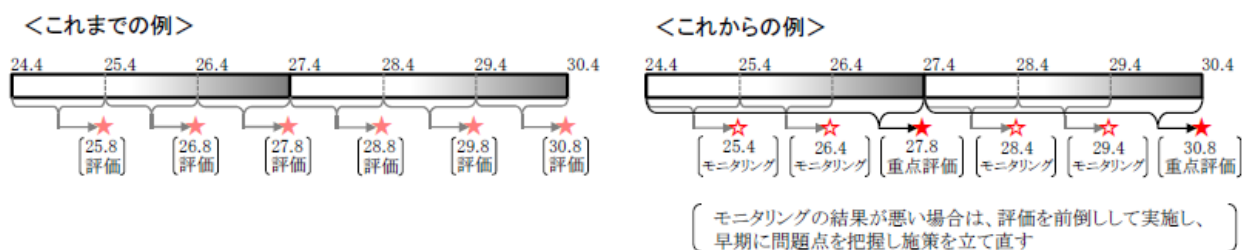


図 9

実施時期の重点化

単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施（評価未実施の年度は、モニタリングで進捗管理）



内容の重点化

目標達成状況のチェックだけでなく、下記の深掘りをして踏み込んだ評価へ

- | | |
|---|--|
| ①事前に想定できなかった要因の分析
〔外部要因による影響(土を問わず)はあったか〕 | ③未達成となった原因の分析
〔取組自体を変更する必要があるのか、それとも運用面の工夫でことたりるのか〕 |
| ②達成手段の有効性・効率性の検証
〔目標を達成するための手段である事務事業が有効かつ効率的に機能しているか〕 | ④目標の妥当性と必要な見直し
〔事前に設定した目標は、甘すぎず、厳しすぎず適切であったか〕 |

